

津和野町低所得世帯緊急支援給付金支給事務実施要綱をここに公布する。

令和8年4月1日

津和野町長 下森 博之

津和野町告示第30号

## 津和野町低所得世帯緊急支援給付金支給事務実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、国の令和7年度補正予算（第1号）で措置された「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、エネルギー・食料品等の物価高騰への支援として、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯）に対し実施する低所得世帯緊急支援給付金に関し、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 低所得世帯緊急支援給付金（以下「支援給付金」という。）は、前条の目的を達するために、津和野町（以下「町」という。）によって贈与される給付金をいう。

### (支給対象者)

第3条 支援給付金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、令和8年1月1日（以下「基準日」という。）において、町の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定により住民票を削除されていた者で、基準日において、島根県内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて町の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。以下同じ。）であつて、次項に該当する世帯の世帯主とする。

2 支援給付金の支給対象世帯は、基準日において、町の住民基本台帳に登録されており、同一の世帯に属する者全員が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和7年度分の市町村民税均等割が課されていない者（市町村民税課税となる所得がないことにより未申告である者及び市町村の条例で定めるところにより市町村民税均等割を令和7年度当初から免除された者を含む。以下「非課税者」という。）である世帯とする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に定める世帯は支給要件を満たさないものとする。

- (1) 市町村民税が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯
- (2) 租税条約による免除の適用を届出た者を含む世帯

(支給額)

第4条 前条の規定による支給対象者に対して支給する支援給付金の金額は1世帯あたり3万円とする。

(受給権者)

第5条 支援給付金の受給権者は、支給対象となる世帯の世帯主とする。ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者（これにより難しい場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者）を受給権者とする。

2 前項の規定にかかわらず、配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定める措置を受けた者等の特別な配慮を要する者の取扱いについては、別記のとおりとする。

(申請及び支給の方式)

第6条 支援給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、低所得世帯緊急支援給付金支給要件確認書（様式第1号。以下「確認書」という。）の提出又は低所得世帯緊急支援給付金申請書（請求書）（様式第2号。以下「申請書」という。）による申請により行う。

2 確認書の提出又は申請書による申請は郵送等により行い、これらに基づく支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。ただし、第3号に掲げる支給方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号による支給が困難な場合に限り行う。

(1) 口座振込方式 申請者が確認書、申請書（以下「確認書等」という。）を郵送等により町に提出し、町が申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口現金受領方式 申請者が確認書等を郵送等により町に提出し、町が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

(3) 現金書留方式 申請者が確認書等を郵送等により町に提出し、町が現金書留等を送付することにより支給する方式

3 申請者は、公的身分証明書の写し及び口座確認書類の提出又は提示すること等により、申請者本人による申請であることを証する。ただし、確認書については、世帯主本人の名義の口座への振り込みを希望する場合に限り公的身分証明書の写しの提出又は提示を省略することができる。

(支給の申し込み)

第6条の2 町は、前条の規定に関わらず、第3条第2項に規定する要件を満たして

おり、基準日における世帯主が、次の各号に掲げる給付金を口座振込によって受給した者である場合、もしくは公金受取口座を登録していることにより金融機関の口座を確認できた場合、支援給付金の支給の申し込みを行うことができる。

- (1) 令和5年度物価高騰等対策給付金
  - (2) 令和5年度住民税均等割のみ課税世帯給付金
  - (3) 令和6年度物価高騰等対策給付金
- 2 町は、前項による支給対象者に対して、低所得世帯緊急支援給付金支給決定通知書（支給申し込み分）（様式第3号。以下「支給決定通知書（支給申し込み分）」という。）を送付することにより支援給付金を支給する旨の通知を行う。
- 3 第1項による支給対象者は、支給の通知を受けた際、様式第4号の届出書による受給の辞退又は様式第5号の届出書による登録口座の変更を申し出ることができる。
- 4 町が前項の規定により受給の辞退又は口座変更の申出を受けた後、届出書の不備が判明し、町が確認等に努めたにもかかわらず届出書の不備の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により令和8年6月30日までに支給を決定できない場合は、当該申出は取下げられたものとみなす。

（代理による申請）

第7条 申請者に代わり、代理人として前条の規定による確認書の提出、申請書による申請、支給の申込みにおける口座変更の申し出及び支給の申請を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げる者に限る。

- (1) 基準日時点での受給権者の属する世帯の世帯構成者
- (2) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）
- (3) 親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で町長が特に認める者

2 代理人が支援給付金の確認書等の提出をするときは、併せて委任状（様式第1号、第2号様式に記載されている委任状欄を含む。）を提出する。また、この場合、本町は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を本人及び代理人に求めること等により、本人及び代理人がそれぞれ本人であることを確認する。

3 町長は、代理人が第1項第1号の者にあつては、住民基本台帳により、同項第2号の者にあつては、法定代理人であることを証する書類により、同項第3号の者にあつては、町長が別に定める方法により、第1項各号に掲げる者であることを確認するものとする。

（提出期限）

第8条 支援給付金の申請受付開始日は、令和8年4月20日とする。

2 確認書等の提出期限は、町長がやむを得ないと認める場合を除き、令和8年6月

30日とする。

(支給の決定)

第9条 町長は、第6条第1項に規定する確認書等を受理したとき及び第6条の2第3項に規定する受給辞退の届出が期日までに確認できなかったときは、支給の可否を審査の上、支援給付金の支給の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により支給を決定したときは、低所得世帯緊急支援給付金支給決定通知書(様式第6号)により、申請者に通知するものとする。ただし、第6条の2に規定する支給の申込みにより支給を決定したときに限り、第6条の2第2項に規定する支給決定通知書(支給申し込み分)を申請者に対する通知に代えるものとする。

3 町長は、第1項の規定による審査において、疑義が生じた場合は、当該申請者に対し、必要な資料の提出及び説明を求めるものとする。

4 町長は、第1項の規定により、支援給付金の不支給を決定したときは、低所得世帯緊急支援給付金不支給決定通知書(様式第7号)により申請者に通知するものとする。

(支援給付金の支給等に関する周知等)

第10条 町長は支援給付金支給事務の実施にあたり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第11条 町長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第8条第2項に規定する確認書等の提出期限までに確認書等の提出が行われなかった場合、支給対象者が支援給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 町長が確認書等を受理した後、確認書等の不備が判明し、本町が確認等に努めたにもかかわらず届出書及び確認書等の不備の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により令和8年6月30日までに支給の可否を決定できない場合は、当該申請は取り下げられたものとみなす。

3 町長が第9条の規定による支給決定を行った後、口座変更の届出書及び確認書等の不備による振込不能等があり、本町が確認等に努めたにもかかわらず口座変更の届出書及び確認書等の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第12条 町長は、修正申告等による課税状況の変更や偽りその他不正の手段により支援給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った支援給付金の返還を求める

ものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第 13 条 支援給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供さないこととする。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるものの他、支援給付金の支給に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

## 別記（第5条関係）

### 1 配偶者その他親族からの暴力等を理由とした避難事例の取扱い

第1号に掲げる取扱い事例のいずれかに該当する者が、第2号に掲げる要件を満たしている場合、その旨を町長に申し出た者（以下「申出者」という。）

については、基準日時点で申出者が町の住民基本台帳に記録されていない場合であっても、申出者およびその同伴者（以下「申出者等」という。）の収入が第3条第2項に規定する世帯に準ずると町長が認める場合にあつては、当該申出者等を支援給付金の対象者とする。

ただし、当該申出者等のうち、いずれかの者が既に支援給付金を受給している場合を除く。

(1) 取扱い事例 この項における取扱いを受ける事例は、次に掲げるいずれかの事例とする。

ア 申出者等が配偶者からの暴力等を理由に町に避難し、配偶者と生計を別にしてしている者（女性相談支援センター一時保護所（一時保護委託契約施設を含む。）または女性自立支援施設の入所者であつて、当該入所者の親族（配偶者を除く。以下同じ。）など、当該入所者が属する世帯の者が加害者であり、当該親族と生計を別にしてしている入所者を含む。）であつて、基準日において町に住民票を移していない者である場合

イ 親族からの暴力等を理由に避難している申出者等が自宅には帰れない事情を抱えている場合

(2) この項における取扱いを受ける場合の要件は、申出者等の居所が町内にあり、かつ、次のいずれかを満たすものとする。

ア 申出者等の配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条に基づく保護命令（同条第1項第1号に基づく接近禁止命令または同項第2号に基づく退去命令を含む。）が出されていること。

イ 女性相談支援センター、配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所および市町村における配偶者暴力相談支援担当部署等をいう。）等による証明書が発行されており、町長が配偶者からの暴力の被害者等と認める者であること。

ウ 基準日の翌日以降に住民票が居住市町村へ移され、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等通知）に基づく支援措置の対象となっていること。

エ アからウまでに掲げる場合のほか、それに準ずる者として町長が特に必要と認める者であること。

## 2 措置入所等児童の取扱い

次のいずれかに掲げる児童（基準日時点で原則として満18歳に満たない者をいう。以下同じ。）または児童以外の者（基準日時点で原則として満22歳に達する日の属する年度の末日までにある者（疾病等やむを得ない事情による休学等により、当該年度の末日を越えて在学している者を含む。）および児童福祉法第23条第1項の規定により同法第38条に規定する母子生活支援施設（以下「母子生活支援施設」という。）の入所者（第6号に掲げる場合に限る。）をいう。以下同じ。）であつて、かつ、町が児童または児童以外の者に係る措置等の入所の対応を行い、当該者の収入が第3条第2項に規定する世帯に準ずると町長が認める場合にあつては、当該者が基準日において町の住民基本台帳に記録されていない場合であっても、支援給付金の対象者とする。また、他自治体において児童または児童以外の者に係る措置等の入所の対応が行われ、当該自治体より町に対してその旨の情報提供があつた者については、基準日において、町の住民基本台帳に記録され、かつ、町長が特に必要と認める場合に限り、町における申請・受給権者とする。

- (1) 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者または同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童（保護者（同法第6条に規定する保護者をいう。次号において同じ。）の疾病、疲労その他の身体上もしくは精神上または環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2カ月以内の期間を定めて行われる委託をされている児童を除く。）
- (2) 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により入所措置が採られて同法第42条に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に入所し、もしくは同法第27条第2項の規定により同法第7条第2項に規定する指定発達支援医療機関（以下「指定発達支援医療機関」という。）に入院し、または同法第27条第1項第3号もしくは第27条の2第1項の規定により入所措置が採られて同法第37条に規定する乳児院、同法第41条に規定する児童養護施設、同法第43条の2に規定する児童心理治療施設もしくは同法第44条に規定する児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童（当該児童心理治療施設または児童自立支援施設に通う者、2カ月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所または指定発達支援医療機関への入院をしている者および保護者の疾病、疲労その他の身体上もしくは精神上または環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2カ月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている児童を除く。）
- (3) 身体障害者福祉法第18条第2項もしくは知的障害者福祉法第16条第1項第2号の規定により入所措置が採られて障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害者支援施設をいう。）またはのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第

1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。)に入所している児童(2カ月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。)

- (4) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第30条第1項ただし書の規定により同法第38条第2項に規定する救護施設、同条第3項に規定する更生施設もしくは同法第30条第1項ただし書に規定する日常生活支援住居施設に入所し、または困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)第12条に規定する女性自立支援施設に入所している児童(2カ月以内の期間を定めて行われる入所をしている者および一時保護委託がされている者を除き、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。)
- (5) 児童福祉法第25条の7第1項第3号の規定により同法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等(2カ月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定および「社会的養護自立支援事業等の実施について(平成29年厚生労働省通知雇児発0331第10号)」により、入居している者に限る。)
- (6) 母子生活支援施設に入所している者(2カ月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。)

### 3 入所措置等が執られている障がい者・高齢者の取扱い

身体障害者福祉法第18条第1項もしくは第2項または知的障害者福祉法第15条の4もしくは第16条第1項第2号の規定による措置が執られている者(措置施設入所者または措置入所に準ずるものとして措置権者が適当と認める者(成年後見人、代理権付与の審判がされた保佐人および代理権付与の審判がされた補助人が選任されている者等をいう。以下同じ。))を含み、2カ月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。)および老人福祉法第10条の4第1項および第11条第1項の規定による入所等の措置等が執られている者(措置施設入所者または措置入所に準ずるものとして措置権者が適当と認める者を含み、2カ月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。以下これらを「措置入所等障がい者・高齢者」という。)であつて、支給基準日において、町の住民基本台帳に記録されている者については、町における申請・受給権者とする。ただし、町で入所等の措置を講じ、町の措置入所等を行った部署から支援給付金支給担当部署に対して、施設所在市町村に住民票を移していない措置入所等障がい者・高齢者に関する情報提供が行われた場合にあつては、当該措置入所等障がい者・高齢者を町における申請受給権者とする。また、他自治体において措置入所等障がい者・高齢者の措置入所等が行われ、当該自治体より町に対してその旨の情報提供があつた者については、基準日において、町の住民基本台帳に記録され、かつ、市町長が特に必要と認める場

合に限り、町における申請・受給権者とする。

#### 4 ホームレス等の取扱い

居住が安定していない者または事実上ネットカフェに寝泊まりしている者であって、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されていない者について、基準日の翌日以降、町において住民基本台帳に記録されたときは、町における申請・受給権者とする。

#### 5 無戸籍者の取扱い

現に住民基本台帳に記録されていない者であって、町において居住の実態があり、かつ、自己またはその未成年の子等が無戸籍であると町に申し出た者について、法務局等において無戸籍者として把握していることを町長が相当と認めるときは、町における申請・受給権者とする。

津税住第 号  
令和 年 月 日

現住所

世帯主氏名

様

津和野町長

### 低所得世帯緊急支援給付金支給要件確認書

住民税非課税世帯等に対する低所得世帯緊急支援給付金について、令和7年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり、支給予定額をお知らせします。

以下の内容を確認して、令和 年 月 日( )までに、この確認書を返送して下さい。

支給方法	口座振込
支給日	確認書を受領した日から約2週間後
支給口座	
支給額	30,000円

#### ■世帯主の方が記入して下さい。

支給対象に該当し、

(いずれか1つでもチェックがない場合、支給対象に該当せず、給付金を受け取れません。)

確認欄（以下の項目を確認し、確認後に**チェック欄**（）に**レ**を入れてください）

<input type="checkbox"/> ①	世帯の全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養を受けていません。
<input type="checkbox"/> ②	世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
<input type="checkbox"/> ③	既に住民税非課税世帯等に対する島根県低所得世帯緊急支援給付金の支給を受けた世帯又は当該世帯の世帯主であった者を含む世帯ではありません。

※ 租税条約による住民税の免除を届け出ている方がいる場合は、支給対象となりません。

※ 確認内容が誤っている場合は支援給付金の返還を求める場合があります。

住民税の取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。

また、意図的に虚偽の記載をした場合は不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

※ 上記の回答期限までに返信がない場合は、市区町村は本支援給付金の支給を辞退したとみなします。

※ 本給付金を受給しない場合は、右のチェック欄に×印をご記入ください。

上記記入内容に相違ありません。↓※必ず記入ください

令和 年 月 日

記載された口座を既に解約しているなどの理由で上記口座とは異なる口座への振込みを希望する場合や、上記口座欄が空欄の場合には、以下の欄に記入して下さい。（長期間入出金のない口座を記入しないでください）

上記口座に代えて（又は上記の口座欄が空欄の場合）、下記の口座への振込を希望します。

- 当市区町村の水道料、住民税等の引落し、児童手当等の支給に現に使用している口座であって、世帯主（申請者）名義のもの  
この口座への振込を希望する場合、当該口座の確認について、水道部局、税部局等に照会することを承諾します。（この場合、通帳等のコピーは不要）  
（希望する口座） 水道料引落口座 住民税等の引落口座 児童手当等の受給口座 （希望する場合はいずれか1つにチェックしてください）


【受取口座記入欄】※下欄に記載の上、振込先金融機関口座確認書類を必ず添付して下さい。

1.銀行 4.信連 7.信漁連	本・支店	1 普通 2 当座							
2.金庫 5.農協 3.信組 6.漁協	本・支所 出張所								
金融機関番号	店番号								
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。		1	0	※					

(注) 金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、津和野町役場税務住民課（電話0856-74-0069、FAX0856-74-0087）までお問い合わせください。

代理人が確認する場合は、裏面の代理確認（受給）に記入して下さい。

**【代理確認・受給を行う場合】**

代理人	[Redacted]		
		明治・大正・昭和・平成 年 月 日	日中に連絡可能な電話番号 ( )
上記の者を代理人と認め、 支援給付金の [ 確認・請求 受給 ] を委任します。 ←法定代理の場合は、 委任方法の選択は不要です。		[Redacted]	署名 (又は記名押印) 

**振込先金融機関口座確認書類**

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し  
(表面の上の方に記載の口座以外の口座への振込を希望される場合は、表面の下の方に記入した振込みを希望する口座の確認書類を提出して下さい)

**必ず添付してください**

**本人（代理人）確認書類**

※マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等の写し (いずれか1つ)

※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を添付

表面の上の方に記載の口座以外の口座への振込を希望される場合

又は 代理人が確認（受給）する場合 には提出して下さい

**必ず添付してください**

### 低所得世帯緊急支援給付金申請書（請求書）

（申請を必要とする世帯の場合）

市町村  
受付印

津和野町長 様

2 ページ目の【誓約・同意事項】を全て確認しチェックしました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。

#### 1. 申請・請求者（世帯主）

	男 ・ 女	明治・大正・昭和・平成・令和  年 月 日	連絡先 ( )

#### 2. 申請者が属する世帯の状況 ※令和8年1月1日時点の世帯の全ての構成員について記載

○令和7年1月1日時点の住所が、現住所と異なる方は、令和7年1月1日時点でお住まいの市町村が発行する住民税非課税証明書を添付して下さい。（該当者全員分）

**重 要** ※ 住民税非課税証明書の添付がない場合は、この支援給付金を支給することはできません。

1	(申請者)	本人		<input type="checkbox"/> 同一 <input type="checkbox"/> 異なる	<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 均等割のみ課税 <input type="checkbox"/> 所得割課税 <input type="checkbox"/> 未申告
2			明・大・昭・平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 同一 <input type="checkbox"/> 異なる	<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 均等割のみ課税 <input type="checkbox"/> 所得割課税 <input type="checkbox"/> 未申告
3			明・大・昭・平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 同一 <input type="checkbox"/> 異なる	<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 均等割のみ課税 <input type="checkbox"/> 所得割課税 <input type="checkbox"/> 未申告
4			明・大・昭・平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 同一 <input type="checkbox"/> 異なる	<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 均等割のみ課税 <input type="checkbox"/> 所得割課税 <input type="checkbox"/> 未申告
5			明・大・昭・平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 同一 <input type="checkbox"/> 異なる	<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 均等割のみ課税 <input type="checkbox"/> 所得割課税 <input type="checkbox"/> 未申告

#### 3. 振込口座（原則、1. の申請・請求者の口座とします。）※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

※下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

	1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座	
金融機関コード	( )	支店コード		

ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き 左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号 を記入してください。	※	
--	---	--

※ 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、津和野町役場 税務住民課（電話0856-74-0069、FAX0856-74-0087）にお問い合わせください。

裏面も必ずご確認ください

**【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、□にチェック（レ）してください。**

↓ □にチェック（レ）してください

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

低所得世帯緊急支援給付金（以下「支援給付金」という。）の支給要件（※）に該当します。

※ 支援給付金の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たす必要があります。

- ① ア 世帯の全員が、令和7年度住民税非課税である。  
イ 世帯の全員が、令和7年度住民税が課されているほかの親族等の扶養を受けていない。  
ウ 既に低所得世帯緊急支援給付金の支給を受けた世帯又は当該世帯の世帯主であった者を含む世帯ではない。
- ② 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
- ③ 支援給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、津和野町が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことと必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ④ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ⑤ この申請書は、津和野町において支給決定をした後は、支援給付金の請求書として取り扱います。
- ⑥ 津和野町が支給決定をした後、申請書（請求書）の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和8年6月30日までに、津和野町が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、支援給付金が支給されないことに同意します。
- ⑦ 支援給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や支援給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、支援給付金を返還します。
- ⑧ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいません。

**提出書類**

低所得世帯緊急支援給付金申請書（請求書）（申請を必要とする世帯の場合）（本書）

※ 必要事項をご記入ください。

『申請・請求者本人確認書類の写し（コピー）』

※ 申請・請求者の運転免許証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し（コピー）をご用意ください。

『受取口座を確認できる書類の写し（コピー）』

※ 通帳やキャッシュカードの写し（コピー）など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し（コピー）をご用意ください。

（「現住所と令和7年1月1日時点の住所」欄が「異なる」に該当する方全員分）

令和7年1月1日時点でお住まいの市町村が発行する『令和7年度住民税非課税証明書』の写し（コピー）

↑ ※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。再度ご確認ください。

（チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。）

本申立ての内容に相違ありません。

令和      年      月      日      申請者氏名

（世帯主）

住 所  
氏 名 様

津和野町長  
（担当:税務住民課）

## 低所得世帯緊急支援給付金支給決定通知書

（支給申し込み分）

この支援給付金は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯に対し、支援給付金を支給することとなりました。

本町では令和7年度住民税非課税世帯に対し3万円を給付することとなりました。本通知に基づき本給付金の支給を受ける方は、特に申請等の手続きは必要ありません。

支給方法は、原則として、令和6年度住民税非課税世帯等に対する価格高騰緊急支援給付金を支給した下記口座への振込となります。

なお、本給付金の振込先口座の変更を希望する場合は、令和 年 月 日( )までに津和野町役場税務住民課へご連絡ください。（口座変更届書のご案内をいたします。）

振込先口座の変更を希望され、届出書を提出された場合は、下記支給予定日から1ヶ月ほど遅れての支給となりますのでご注意ください。

本通知に関して、支給を辞退される場合は令和 年 月 日( )までに、その他ご不明点等ございましたら、下記問合せ先までご連絡下さい。

記

支給額	30,000円	
振込予定日	年 月 日	
振込口座	金融機関名	
	支 店 名	
	口 座 種 別	
	口 座 番 号	
	口座名義人カナ	

※この給付金は一時所得に該当します。

なお、給付金を含む一時所得が50万円を超えない場合は申告をする必要はありません。

### 〔問合わせ先〕

〒699-5292 鹿足郡津和野町枕瀬218番地18  
津和野町役場 税務住民課  
電話 0856-74-0069  
FAX 0856-74-0087

## 低所得世帯緊急支援給付金受給辞退の届出書



津和野町長 様

1. 私は、低所得世帯緊急支援給付金の受給について辞退することを、ここに届け出ます。
2. 本届出により、低所得世帯緊急支援給付金の受給を辞退する者が本人であることを証明するため、本人確認資料を下欄に貼付し提出します。

令和 年 月 日

届出者住所 \_\_\_\_\_

届出者氏名 \_\_\_\_\_

届出者連絡先 ( ) \_\_\_\_\_

本人確認書類添付箇所

※運転免許証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し

**必ず添付してください**

低所得世帯緊急支援給付金支給口座登録等の届出書

市町村  
受付印

津和野町長 様

1. 届出者（世帯主）

[Redacted]		男	明治・大正・昭和・平成・令和	[Redacted]	
[Redacted]		女	年 月 日	連絡先	( )

※下欄の事項に誓約・同意の上、届出します。

2. 新規振込先指定口座（原則、1. 届出者（世帯主）の本人名義の口座に限る。）

ア 指定の金融機関口座への振込を希望

※振込先金融機関口座確認書類を添付してください。（下欄を確認してください。）

【受取口座記入欄】

[Redacted]		1.銀行 5.農協	本・支店	1普通	[Redacted]	
[Redacted]		2.金庫 6.漁協	本・支所	2当座	[Redacted]	
[Redacted]		3.信組 7.信漁連	出張所		[Redacted]	
金融機関コード	[Redacted]	4.信連	支店コード	[Redacted]	[Redacted]	

ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号を記入してください。		1	※	[Redacted]	
--	--	---	---	------------	--

イ 窓口での現金支給を希望

※金融機関の口座がつかれない方等、どうしても口座による受け取りが出来ない方のみとなります。

【誓約・同意事項】（チェック欄（）に『レ』を入れてください。）

津和野町長が支給決定した後、届出書の不備による振込不能等の事由により支払いが完了せず、津和野町長が届出者に確認等に努めたにもかかわらず届出書の補正が行われず、令和8年6月30日までに支給が出来ない場合には、低所得世帯緊急支援給付金が支給されないことに同意します。

提出書類

※必ず提出ください

低所得世帯緊急支援給付金支給口座登録等の届出書（本書）

※ 必要事項をご記入ください。

『受取口座を確認できる書類の写し（コピー）』（※「2. 新規振込先指定口座」で「ア」を選択した場合に限る）

※ 通帳やキャッシュカードの写し（コピー）など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し（コピー）をご用意ください。

『届出者本人確認書類の写し（コピー）』

※届出者の運転免許証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し（コピー）をご用意ください。

津税住第 号  
令和 年 月 日



(世帯主)

住 所  
氏 名 様

津和野町長  
(担当:税務住民課)

### 低所得世帯緊急支援給付金支給決定通知書

先に申請（提出）のありました低所得世帯緊急支援給付金について、下記のとおり支給を決定しましたので、通知します。

本通知に関して、支給を辞退される場合やご不明点等ございましたら、下記問合せ先までご連絡下さい。

#### 記

対象者氏名		
支給額	30,000円	
支給方法		
支給予定日	年 月 日	
振込口座	金融機関名	
	支店名	
	口座種別	
	口座番号	
	口座名義人カナ	

〔問い合わせ先〕  
〒699-5292 鹿足郡津和野町枕瀬218番地18  
津和野町役場 税務住民課  
電話 0856-74-0069  
FAX 0856-74-0087

津税住第 号  
令和 年 月 日

[Redacted]  
(世帯主)

住 所  
氏 名 様

津和野町長

(担当:税務住民課)

### 低所得世帯緊急支援給付金不支給決定通知書

先に申請（提出）のありました低所得世帯緊急支援給付金について、下記の理由により不支給を決定しましたので、通知します。

記

#### ■不支給理由

[Redacted]

ご不明な点がある場合には、下記連絡先までご連絡をお願いいたします。

#### 〔問合わせ先〕

〒699-5292 鹿足郡津和野町枕瀬218番地18

津和野町役場 税務住民課

電話 0856-74-0069

FAX 0856-74-0087